

9 医療

9-1 後期高齢者医療制度の概要

現在、75歳以上の高齢者の医療保険制度については、後期高齢者医療制度により運営されている。

後期高齢者医療制度については、旧老人保健制度の抱えていた、現役世代と高齢者世代の負担が明確でないことや保険料の決定（医療保険者）と運営主体（市町村）が異なるために制度運営の責任があいまいであることなどの問題点に対して、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすいしくみを図る観点から、平成20年4月から施行されている。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が担っている。

	後期高齢者医療制度
対象者	① 75歳以上の者 ② 65歳～74歳で一定の障害のある者 (任意加入)
保険料	被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担
運営主体	後期高齢者医療広域連合
窓口負担金	後期高齢者医療の窓口負担は一般所得者等：1割、一定以上所得者：2割、現役並み所得者：3割で、毎月の医療費の負担額が自己負担額を超えた場合には高額療養費を支給するしくみがある。
財源	・公費負担 5割 (国：県：市町村＝4：1：1) ・各医療保険者からの拠出金 4割 ・被保険者の保険料 1割

9-2 富山県における後期高齢者医療被保険者数等の状況

① 後期高齢者医療被保険者数

(令和5年3月31日現在)

75歳以上	185,803人
65～74歳（任意で障害認定を受けた方）	6,057人
計	191,860人

② 重度心身障害者等医療費受給対象者数

(令和5年3月31日現在)

65～69歳（軽度）医療対象者	914人
65歳以上一部負担金還付該当者	20,687人
計	21,601人

9-3 富山県における老人医療費助成制度の内容

重度心身障害者等医療費助成事業(65歳以上)

(令和6年3月現在)

区分	65歳以上重度	65歳以上中度	65~69歳軽度
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号該当者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表と同程度の障害状態と市町村長が認定したもの ※ただし、世帯の合計所得金額が1,000万円以上の者は除く 	<ul style="list-style-type: none"> 身障手帳3級所持者、4級所持者の一部 ※精神保健福祉手帳2級(上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 身障手帳4級所持者の一部、5級、6級所持者 療育手帳B所持者又は知的障害者 3か月以上寝たきりで常時介護を要すると市町村長が認定したもの
医療保険等による自己負担	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金 一般所得者 : 1割 一定以上所得のある者 : 2割 現役並み所得者 : 3割		国民健康保険法等に規定する一部負担金 : 3割
助成内容	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く	一般所得者及び一定以上所得がある者 : 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額 現役並み所得者 : 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額から医療費の1割相当分を控除した額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く	国民健康保険法等の規定により被保険者等が負担すべき一部負担金額から70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金相当額を控除した額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く
助成後の自己負担	なし	一般所得者 : なし 一定以上所得がある者 : なし 現役並み所得者 : 1割	一般所得者 : 2割 現役並み所得者 : 3割
助成の支給方法	償還払い(一部の団体は除く※) 医療機関で高齢者の医療の確保に関する法律ら規定する一部負担金を支払った後、市町村へ申請することにより還付。 ※富山市は現物給付、南砺市は自動償還払		現物給付 医療機関で助成後の自己負担分を支払う。

◎助成対象範囲と自己負担

障害の程度	0歳	6歳	60歳	65歳	70歳	75歳	年齢
なし	2割	3割	3割	現役並み : 3割			
				一般 : 2割	一定以上 : 2割		
					一般 : 1割		
軽度	2割	3割	現役並み : 3割 一般 : 3割→2割 (1割助成)	現役並み : 3割			
				一般 : 2割	一定以上 : 2割		
					一般 : 1割		
中度	2割	3割	現役並み : 3割 一定以上 : 2割 一般 : 1割	現役並み : 3割 → 1割 (2割助成)			
				一定以上 : 2割 → 0 (2割助成)			
				一般 : 1割 → 0 (1割助成)			
重度	2割→0	3割 → 0	現役並み : 3割 一定以上 : 2割 一般 : 1割	現役並み : 3割 → 0 (3割助成)			
				一定以上 : 2割 → 0 (2割助成)			
				一般 : 1割 → 0 (1割助成)			

※0~64歳は、障害福祉課所管

9-4 富山県における後期高齢者医療被保険者数

(各年度3月31日現在)※

	実数					構成比		
	総人口 (A)	75歳以上 (B)	65歳以上 75歳未満で 障害認定を 受けた者(C)	後期高齢者医療被保険者数		75歳以上 (B/A × 100)	65歳以上 75歳未満 で障害認定を 受けた者 (C/A × 100)	後期高齢者医療 被保険者数 合計 [(B+C)/A × 100]
				合計 (B)+(C)	対前年 度比			
平成26年度	1,067,359	155,996	8,407	164,403	101.2	14.62	0.79	15.40
平成27年度	1,064,326	159,151	8,343	167,494	101.9	14.95	0.78	15.74
平成28年度	1,058,752	164,280	8,072	172,352	102.9	15.52	0.76	16.28
平成29年度	1,053,555	167,334	7,892	175,226	101.7	15.88	0.75	16.63
平成30年度	1,047,095	171,370	7,597	178,967	102.1	16.37	0.73	17.09
令和元年度	1,039,666	174,562	7,271	181,833	101.6	16.79	0.70	17.49
令和2年度	1,031,406	173,709	7,251	180,960	99.5	16.84	0.70	17.54
令和3年度	1,020,569	178,342	6,815	185,157	102.3	17.47	0.67	18.14
令和4年度	1,011,563	185,803	6,057	191,860	103.6	18.37	0.60	18.97

(注)

総人口については、富山県人口移動調査を用いている。

その他については、「後期高齢者医療事業状況報告(月報)」に基づいて記載している。

※総人口については、各年度3月1日現在の数値を用いている。

9-5 後期高齢者医療費の状況(富山県)

		合計		診療費		調剤		入院時食事 療養費・入院 時生活療養費 (再掲)	療養費等		訪問看護	
		(件数)		(件数)		(件数)			(件数)		(件数)	
			対前年 度比		対前年 度比		対前年 度比			対前年 度比		対前年 度比
26年度	実数	4,006,392	102.8	2,644,074	101.1	1,239,545	106.9	137,406	118,171	99.4	4,602	122.1
	構成比	100.0		66.0		30.9		2.9			0.1	
27年度	実数	4,135,102	103.2	2,704,765	102.3	1,307,288	105.5	139,427	117,650	99.6	5,399	117.3
	構成比	100.0		65.4		31.6		2.9			0.1	
28年度	実数	4,255,290	102.9	2,773,480	102.5	1,358,409	103.9	143,650	117,135	99.6	6,266	116.1
	構成比	100.0		65.2		31.9		2.8			0.1	
29年度	実数	4,354,794	102.3	2,834,993	102.2	1,398,182	102.9	148,189	114,606	97.8	7,013	111.9
	構成比	100.0		65.1		32.1		2.6			0.2	
30年度	実数	4,452,317	102.2	2,901,046	102.3	1,431,446	102.4	153,102	112,224	97.9	7,601	108.4
	構成比	100.0		65.2		32.1		2.5			0.2	
元年度	実数	4,581,508	105.2	2,967,028	104.7	1,489,659	106.5	153,761	116,233	101.4	8,588	122.5
	構成比	100.0		64.8		32.5		2.5			0.2	
2年度	実数	4,391,817	95.9	2,810,883	94.7	1,466,278	98.4	144,921	105,015	90.3	9,641	112.3
	構成比	100.0		64.0		33.4		2.4			0.2	
3年度	実数	4,518,847	102.9	2,864,715	101.9	1,538,509	104.9	147,290	105,245	100.2	10,378	107.6
	構成比	100.0		63.4		34.0		2.3			0.2	

(注)

- 厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業報告(年報)」に基づき作成したものの。
- 各年度の診療月の対象期間は、当該年3月から翌年2月までである。